## システム移行前に取引を行っているインターネットバンキングに関する特別規定 (代表口座およびログイン方法等に関する規定)

## 1. (適用範囲)

この規定は、平成28年5月2日(以下「移行日」といいます。)をもって、当行がシステムの更改を行うことにともない、お客さまと当行との間で既に移行日前にお取引を行っているインターネットバンキングに関して、代表口座およびログイン方法等の取扱いを定めるものです。

## 2. (代表口座)

- ① 移行日より前にBANK支店と有人店舗の双方で本契約を締結されているお客さまのインターネット バンキングの利用契約は、移行日において自動的にBANK支店の契約に一本化されます。
- ② 移行日より前に本契約を締結されているお客さまの申込店にBANK支店が含まれる場合には、本契約の申込時に開設されたお客さま名義のBANK支店専用の普通預金口座が、移行日において自動的に代表口座となります。

## 3. (ログイン方法)

- ① 移行日より前に本契約を締結されているお客さまが、移行日以降にはじめてログインされるときは、ログインIDにはご契約者カードに記載されたご契約者番号、ログインパスワードには移行日前にご使用のログインパスワードを入力してください。なお、移行日より前にBANK支店と有人店舗の双方で本契約を締結されているお客さまが、移行日以降にはじめてログインされるときは、ログインIDにはBANK支店のご契約者カードに記載されたご契約者番号、ログインパスワードには移行日前にBANK支店でご使用のログインパスワードを入力してください。
- ② 移行日より前に本契約を締結されているお客さまは、上記①のログインののちに、お客さまの端末を操作し、「秘密の質問・回答」を利用画面上で入力することにより、当行に届出を行うものとします。
- ③ 移行日より前に本契約を締結されているお客さまが、上記①のログインののちに本サービスで取引照会サービス以外の取引を利用されるときは、取引の都度、取引確認用パスワードにはご契約者カードに記載された当行所定のお取引確認番号を入力してください。なお、移行日より前にBANK支店と有人店舗の双方で本契約を締結されているお客さまが、上記①のログインののちに本サービスで取引照会サービス以外の取引を利用されるときは、取引の都度、取引確認用パスワードにはBANK支店のご契約者カードに記載された当行所定のお取引確認番号を入力してください。
- ④ 前記①から③までのほか、お客さまのご利用状況やご利用環境により、当行所定のお手続きが必要となります。

以上

実施日:2019年7月16日